

○自動車の使用者に対する是正措置命令

(第74条の3第8項)

改正 令和5年12月1日

処分基準

令和5年12月1日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第74条の3第8項
処分の概要	自動車の使用者に対する是正措置命令
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	別紙のとおり。
問い合わせ先	交通部交通企画課安全係

別紙

[別紙参照]